（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　［略］

ロ　発電用原子炉施設の一般構造

(1)　［略］

(2)　耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［略］

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(1)　発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

(i)　［略］

(ii)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

(iii)・(iv)　略

(2)　燃料体

(i)～(iv)　略

［削る。］

(3)～(6)　略

［ニ～ヌ　略］

［三～六　略］

七　法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

［イ・ロ　略］

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）　事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八　法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～十　略］

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二　［略］

十三　［略］

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　耐津波構造（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　［同上］

(ii)　燃料体の最大挿入量

(iii)・(iv)　同上

(2)　［同上］

(i)～(iv)　同上

(v)　最高燃焼度

(3)～(6)　同上

［ニ～ヌ　同上］

［三～六　同上］

七　法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故　事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

［号を加える。］

2　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一　［同上］

十二　［同上］